

市道の道路側溝に蓋を設置するには許可が必要です

車両の乗り入れや転落防止のために、道路管理者の承認なく道路側溝に蓋を設置することは、法律で禁止されています。

承認を受けず道路側溝にブロックや鉄板を設置すると、降雨時に道路から側溝への雨水の流れを妨げるだけでなく、蓋がずれ落ちたり、車両の重さに耐えきれず壊れたりして、事故の原因になります。事故が発生した場合、設置者（所有者、または使用者）に損害賠償責任が及ぶことがあります。住宅や店舗、駐車場等といった敷地内への出入り口の場合で、車両の出入り等が原因で側溝が破損した場合には、利用者の方に補修をしていただいています。

なお、車庫への出入り等のために歩道の切り下げ（段差解消）が必要な場合は、市の許可を受け、自費で工事を行うことができます。側溝に蓋を設置する際においても、道路法第24条に基づく「道路工事施行承認申請書」を市へ提出し、道路管理上支障がないことを確認するため、承認を受ける必要があります。道路側溝の機能保持及び通行者の安全確保のため、御協力をお願いします。設置は下記のとおり計画をお願いいたします。

また、道路上の側溝に蓋掛けを希望する場合は、自治会内で設置範囲を確認の上、自治会要望として申請をお願いいたします。側溝蓋設置申請書に必要事項を記入の上、位置図を添付し提出してください。

※市で設置する側溝蓋は道路と5cm程度の段差が生じます。

※住宅の出入り口および駐車場出入り口については、利用者自身の負担で設置してください。なお、道路工事施工承認申請を行っている、乗入れ用の構造（落蓋式等）で破損した場合及び明らかな経年劣化による破損、並びに市が設置した蓋の破損等については市で補修を実施いたしますので別途御相談ください。

既設の道路側溝等を横断する場合の承認は、次の各号に掲げるところによる。

- ① 出入口通路が横断する部分の側溝断面を侵し、又は流水を阻害してはならない。
- ② 道路側溝の布設替え等は、次の区分により行う。

ア 歩行者・自転車のみが横断する出入口の場合

歩道用落蓋式側溝に布設替えすること。ただし、歩行者・自転車の荷重に十分耐えることができ、かつ、道路面と段差のない蓋を使用する場合は、既設の道

路側溝に蓋掛けとすることができること。この場合、蓋はボルト等による固定、又はゴムパッキングの接着など騒音を抑制し、及び跳ね上がりによる事故防止を行うこと。

イ 自動車横断する出入口の場合

車道用落蓋式側溝に布設替えすること。店舗、集合住宅等で駐車場等利用車両が日常的に出入りするなど、利用形態によっては道路横断用側溝に布設替えをすること。

- ③ 道路側溝の布設替え等により、側溝断面を侵し、又は流水を阻害するおそれのある場合は、既設の道路側溝と同等以上の材料を用いて、前後の影響範囲まで布設替え等を行うものとする。

流山市役所 土木部 道路管理課